

平成29年度第9回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成29年12月12日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員

農業委員  
会長 12番 横山 和男  
会長職務代理者 13番 小林 孝 14番 西村 辰寿  
委員 1番 山根 祐一 2番 西田 悅子  
3番 山寄 幸臣 4番 田中 豊秋  
5番 紐木 晴子 6番 丸山 武  
7番 河村 久雄 8番 田中 正則  
9番 木原さち子 10番 谷尾 友枝  
11番 宮本彰太郎

農地利用最適化推進委員

委員  
安部 寛 野田 稔  
栄田 正温 井上 善雅  
永江 守弘 山本 知司  
上月 清 前田 智  
保田 公範 竹内 俊雄  
松田 純一 藤田 克昭

4. 欠席委員 萩原 晴雄 西尾 良仁

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 14番 西村 辰寿 2番 西田 悅子  
第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について  
農地法第18条第6項の規定による通知書受理について  
公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について  
第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について  
第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について  
第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について  
第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について  
第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について  
第8 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

## 6. 会議の概要

局長

本日の欠席者は、農業委員はなし。農地利用最適化推進委員は 2 名です。

現在出席者数、農業委員 14 名です。全員出席ですので、平成 29 年度第 9 回八頭町農業委員会を始めます。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、14 番 西村 辰寿、2 番西田 悅子委員にお願いします。

次に日程第 2、報告事項ですが 11 月 30 日、12 月 1 日と全国農業委員会会長代表者集会に参加しましたので報告します。

（参加報告）

委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局よりお願いします。

事務局

報告を 3 件させていただきます。資料をご覧ください。報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は 13 件です。記載事項がもなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は 8 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告 3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1 件の該当事業がありました。

県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 13-1 について事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>受付番号 13-1について説明をします。</p> <p>土地の所在地 下峰寺地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 167 m<sup>2</sup>です。</p> <p>贈与による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するということで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、バインダー等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても引き続き効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、107 アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	この件につきましては、6番丸山委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
丸山委員	12月3日に双方より話を伺いました。譲渡人より耕作の依頼があり、また、譲受人の規模拡大計画の意向もあり話がまとまったものです。譲受人の耕作に問題はなく、許可相当と判断しました。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（議長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして受付番号 14-2について事務局より説明をお願いします。

事務局

受付番号 14-2 について説明をします。

土地の所在地 南地内 3 筆、重枝地内 1 筆、徳丸地内 2 筆 台帳地目 重枝は畑、他はすべて田 現況地目 重枝は畑、他はすべて田 面積 581 m<sup>2</sup>、200 m<sup>2</sup>、638 m<sup>2</sup>、239 m<sup>2</sup>、1,555 m<sup>2</sup>、611 m<sup>2</sup>合計 3,824 m<sup>2</sup>です。

贈与による所有権移転です。

理由につきましては、親から子へ一括贈与したいということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、バインダー等確保されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても引き続き効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、41 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、13 番小林委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

小林委員

申請者親子に直接お会いし、話を伺いました。贈与を受ける子どもさんも耕作意欲十分であり、特に問題はないと考えますので、許可をお願いします。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）	<p>異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして受付番号 15-3について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 15-3について説明をします。 土地の所在地 船岡地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 455 m<sup>2</sup>です。 売買による所有権移転です。 理由につきましては、賃貸借契約により、以前から譲受人が耕作されておりましたが、今回正式に売買されるということで話がまとまりました。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、バインダー等確保されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても引き続き効率的に利用して耕作を行うものと認められます。 農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであります。申請人は保有農地 14,131 m<sup>2</sup>の内 12,811 m<sup>2</sup>を地域の農地集積に協力されるということで地域の農事組合法人へ貸付けられております。そのため経営面積は借入地を合わせて 1,320 m<sup>2</sup>となっておりますが、法人の組合員で、譲り受ける農地をその農事組合法人に貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるということは農業会議に確認しておりますので問題ありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、1番 山根委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。</p>
山根委員	<p>譲渡人、譲受人双方よりお話を伺いました。譲渡人は 91 才と高齢であり、今後の自家経営は難しいことから、今回、以前より耕作してもらっている譲受人に譲りたいとのことでした。 譲受人については、地域の農事組合法人の構成員として稲作農業をしておられ、耕作について問題はありません。許可相当と思いますのでよろしくご審議お願いします。</p>

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして受付番号 16-4について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 16-4について説明をします。</p> <p>土地の所在地 花地内 1 筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 527 m<sup>2</sup>です。</p> <p>売買による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、申請地は譲受人の住居裏の農地であり、以前から譲受人が耕作されておりましたが、今回正式に売買されるということで話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具は耕運機等確保されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても引き続き効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、50 アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	この件につきましては、11番 宮本委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
宮本委員	12月3日に現地確認を行いました。進入路のない畠で、隣接地は譲受人が耕作されています。その土地を通らないと申請地には行くこと

ができません。そのような事情もあり経営規模拡大の意向で譲り受けられるということです。問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。  
続きまして受付番号 17-5 について事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号 17-5 について説明をします。  
土地の所在地 日田地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積  
2,465 m<sup>2</sup>です。

贈与による所有権移転です。

理由につきましては、親から子へ贈与したいということで話がまとまりましたものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても引き続き効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、先ほどの受付番号 15-3 と同じ考え方になります。申請地の下限面積 40 アールであり、申請人は保有農地 6,708 m<sup>2</sup> の内 4,997 m<sup>2</sup> を集落で取組まれている農地集積に協力されるということで地域の農事組合法人に貸付けられています。

そのため経営面積は 1,711 m<sup>2</sup> となっておりますが、法人の組合員で、譲り受ける農地をその農事組合法人に貸し出す条件であれば、下限面積以下でも譲り受けできるということは農業会議に確認しておりますので問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申

請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、13番 小林委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

小林委員 11月12日に譲受人から相談を受け、18日に申請書を渡し手続きについて説明をしました。両者は親子であり、母親も高齢なので手続きをしておきたいとのことです。農地は私と同じ集落ですので把握しておりますが、きちんと耕作されており問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。

続きまして日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請審議の件についてですが、これは農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号5-1について説明します。

土地の所在地 下坂地内 2筆 台帳地目 2筆とも田 現況地目 2筆とも田 面積 1,169m<sup>2</sup>の内 390m<sup>2</sup>、998m<sup>2</sup>の内 381m<sup>2</sup> 合計 771m<sup>2</sup>。

コンビニエンスストア拡張を目的とする転用です。

場所は、議案書4ページから6ページに図面を付けています。土地利用計画図は7ページに付けています。

理由につきましては、国道29号沿いの既存店舗を大型車が駐車できるように拡張したいということです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載さ

れた内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

農地区分は小集団の生産力の低い農地、第2種農地です。許可根拠は代替地なしということです。

資力及び信用についてですが、金融機関残高証明書により確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、申請地東側、北側は町道と水路、西側は宅地、南側は申請人所有農地となっています。水利組合の同意は得られています。

擁壁を設けて盛土整地を行い、雨水は既設水路と道路側溝に放流、汚水排水は公共下水へ接続します。施設は高さ約2.8m。隣地からは2m離れて建築しますので、日照、通風の影響はなく周辺農地への影響はないと考えます。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

議長（会長）

この件につきましては、5番綾木委員に事前調査をお願いしていま  
すので報告をお願いします。

綾木委員

当該農地について、12月4日現地確認を行い、また申請代理人に計画等について聞き取り調査いたしましたのでその概要を報告します。

まず、現地の確認ですが、当該農地は国道29号線と私都川及び郡家農免道路に囲まれたコンビニエンスストア裏の第2種農地です。

次に、この事業計画についてお伺いしました。大型トラック3台と乗用車28台の駐車場及び店舗移設を計画されました。

店舗については、延床面積は204m<sup>2</sup>で売場面積は152m<sup>2</sup>です。

この農地は、地域の農地所有適格法人と契約していましたが合意解約済みで、残地については分筆後に再度、利用権設定し有効に耕作されます。

周辺の農地は、東側、南東側に点在しており隣接には商業施設等があります。地元の水利権者から既存店舗敷地と申請地の間にある水路には取り外しできるコンクリートのグレーチングを設置するよう付帯意見がありました。営農、日照、通風、灌漑等で影響を及ぼすおそれないと判断しました。

よって実現性の高い店舗及び駐車場の計画と認められます。

本件については適正な転用計画であると判断しましたので報告い

	たします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
河村委員	地権者は、この申請人ですか。
事務局	そうです。間違いありません。
議長（会長）	その他、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議を終わります。
	続きまして日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請審議の件についてですが、これは農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号 10-1について説明します。 土地の所在地 郡家地内 1筆 台帳地目 田現況地目 田 面積 1,868 m <sup>2</sup> 。 作業土の仮置場を目的とした一時転用による使用貸借権設定です。 場所は、議案書 10 ページから 12 ページに図面を付けています。土地利用計画図は 13 ページに付けています。 理由につきましては、宅地の建設中に出た作業土の仮置き場として一時的に利用したいということです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 農地区分は郡家駅から 300m以内の農地、第3種農地です。許可根拠は原則許可です。 信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく

適當と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、申請地東側は宅地と水路、西側は貸出人所有の畠と農道、水路、南側は宅地と町道、北側は農道、水路になっています。安藤用水組合、郡家実行組合の同意は得られています。

盛土整地し土羽打ちをします。雨水は自然流下とし農業用水路へ放流します。汚水排水は発生しません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

また、顛末書を一部お配りしております。これは県の指摘により違反転用が発覚し、改めて本来の手続きをしなさいという強い指導があり申請書を提出していただいたものです。

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査をしておりますので報告します。

12月4日に聞き取り調査を行いました。平成27年5月委員会に第1工区の申請があり、その後工期の変更申請がされました。そして平成28年9月委員会に第2工区の9棟の建築申請が提出され、第2工区を建設中でした。その工事の際に今回の申請地に盛土がされていましたが、現地確認を行ったところ、それが最近ならされていました。

既に埋蔵文化財の調査は終了していますので、建築工事の仮設土置場になっていたものです。申請し許可されていない農地に盛土し長期間放置してあったようですが、県の調査で違反行為が発覚したものです。

そして別添の顛末書が提出され申請に至りました。顛末書の内容については、申請人の代理人に確認をいたしました。今後第3工区も予定されていますし、申請どおり許可しなければならないのではと思います。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

山本推進委員

私たちがお聞きするのに第1工区、第2工区とか、埋蔵文化財調査とか場所がどこなのか分かりません。短く整理して説明してもらえばと思います。

事務局

11ページの図面をご覧ください。住宅団地を建築されるにあたり、教育委員会と協議をして試掘、本調査を全域にわたってされました。

第1工区としましては、12ページ下の道の左右になります。第2工区は今回の申請地と第1工区の間になります。第3工区は申請地とその上の部分になります。

安部推進委員

町農業委員会に対して申請書は提出されないのでですか。

事務局

許可権者は県になりますので、申請相手は県知事になります。

安部推進委員

例えば農地パトロールで町農業委員会委員が発見した場合、町から県へ報告するのですか。

事務局

そうです。みなさんの中で違反転用と思われる農地を発見されたら、事務局へ報告をお願いします。

河村委員

直接、農業委員会は関係ないと思いますが、この地域は開発されやすい地域だと思います。この申請図を見れば、虫食い状態のように思います。町としての政策が足りていないのではないかと思います。

また郡家地域は雨水対策が必要な所です。その対策がされていないままこのような開発がされているのは農業委員会としても、先ほども言いましたが口を出すところではないかもしれません、意見していくのも大事な事だと思います。

議長（会長）

河村委員は良いことを言われたと思います。転用していく場合には業者まかせにしないで都市計画の要望をしていくことも大切だと思います。

元に戻りますが、申請を認め前に進めていかなければなりません。意見も出尽くしたように思います。

申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同

（異議なし）

議長（会長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議を終わります。

続きまして日程6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。

八頭町長から平成29年11月29日付けで、農用地利用集積計画の

決定を求められています。

議案書の 14 ページから 24 ページをご覧ください。

今月は通常の利用権設定が新規 4 件、更新 23 件 合計 27 件です。面積は田 74,219 m<sup>2</sup>、畑 4,971 m<sup>2</sup> 合計 79,190 m<sup>2</sup>です。

中間管理事業分としては新規 9 件、更新 7 件です。

面積は田 42,909 m<sup>2</sup>です。すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長） 通常の利用権設定 受付番号 96-1 から 122-27、中間管理機構との貸借、受付番号 66-1 から 81-16 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願ひいたします。

委員一同 (報告なし)

議長（会長） 質問意見はありませんか。

丸山委員 19 ページの受付番号 121-26 の全筆 300,000 円とはどういう意味ですか。

事務局 申請してある 3 筆すべてで 300,000 円という意味です。

河村委員 農業委員会は賃借料の標準賃金を示さないのですか。

事務局 現在は、年間の平均賃借料について公表しているのみです。

河村委員 以前はあったように思いますが、分かりました。

議長（会長） その他、質問意見はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長（会長） 異議なしということで、通常の利用権設定 受付番号 96-1 から 122-27、中間管理機構との貸借、受付番号 66-1 から 81-16 について申請どおり決定します。

以上で議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終

了いたします。  
続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について説明をお願いします。

事務局 議案第5号農用地利用配分計画案について説明します。  
八頭町長より平成29年11月29日付け農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。  
整理番号98-1から105-8について説明します。  
先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 42,909m<sup>2</sup>を借受け希望のありました郡家地域の2法人へそれぞれ1,447m<sup>2</sup>と8,812m<sup>2</sup>、地域の担い手へ7,721m<sup>2</sup>を配分するものです。

議長（会長） この件につきまして質問意見はありませんか。  
委員一同 （質疑なし）  
議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。  
委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、整理番号98-1から105-8について申請どおり決定いたします。  
続きまして整理番号106-9ですが、本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退席）  
議長（会長） それでは整理番号106-9について審議を行います。事務局は説明をお願いします。

事務局 この農地は平成29年5月1日から船岡地域の法人へ配分されている農地ですが、この度、その法人が若手農業者に協力されるということで当該地の耕作を譲られるということで話がまとまったものです。  
譲受人は他2名の若手農業者と協力し玉ねぎ等を耕作されており申請地でも玉ねぎを耕作される予定です。

議長（会長） この件につきまして質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	異議なしということで、整理番号 106-9について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
	(関係委員入室)
議長（会長）	続きまして整地番号 107-10 から 114-17について審議を行います。事務局は説明をお願いします。
事務局	これらの農地は、用呂の農地ですが、所有者はすべて若桜の方になります。若桜町で新たに立ち上げられた農事組合法人に 24,929 m <sup>2</sup> を配分するものです。
議長（会長）	この件につきまして質問意見はありませんか。
山本推進委員	若桜町の農事組合法人へ八頭町の農地を貸し出すということですが、耕作面積には影響しないのでしょうか。
事務局	八頭町の農地面積、耕作面積には入りますし、八頭町の担い手への集積面積にも含まれてきます。属地主義ですので、八頭町の農地については八頭町が許可処理を行うということになります。
議長（会長）	その他、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長（会長）	異議なしということで、整理番号 107-10 から 114-17について申請どおり決定いたします。 以上で日程第 7 議案第 5 号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。

続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願ひします。

事務局

- 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
- 農地利用最適化交付金事業について
- 人・農地問題解決に向けた話合推進チーム会議の開催について
- 次回農業委員会は1月12日（金）15時30分から船岡地区公民館大集会室です。  
以上です。

議長（会長）

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

（なし）

議長（会長）

無いようですので、以上で第9回農業委員会を終了します。  
終了（16時25分）